

西宮市立大社中学校校舎改築推進委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 西宮市立大社中学校の校舎等を改築するにあたりその改築を円滑に推進するため、関係者の意見を調整する組織として西宮市立大社中学校校舎改築推進委員会（以下、「推進委員会」という。）を設置する。

(期間)

第2条 推進委員会の設置期間は改築工事が完了するまでとする。

(構成)

第3条 推進委員会は、学校関係団体の代表者及び学校の教職員のうち、西宮市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）が依頼する委員で構成する。

(委員長等)

第4条 推進委員会に、委員の互選による委員長及び副委員長を置く。

(会議)

第5条 推進委員会は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、第1回の推進委員会は教育長が招集する。

2 推進委員会は、次の項目について協議するものとする。

- (1) 改築の基本計画及び基本設計に関すること。
- (2) 工事の施工計画に関すること。
- (3) その他、改築を円滑に推進するために必要な事項。

(庶務)

第6条 推進委員会の庶務は、教育委員会学校管理課が行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めない事項は、委員長と教育委員会が協議して定めることとする。

付則

この要綱は、令和6年6月20日から実施する。